

平成28年5月26日

投資主各位

東京都港区南青山三丁目1番31号
積水ハウス・SI レジデンシャル投資法人
執行役員 南 修

第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第7回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月9日（木曜日）午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：平成28年6月10日（金曜日）午前10時
2. 場 所：東京都千代田区大手町二丁目6番1号
朝日生命大手町ビル27階
大手町サンスカイルーム 会議室A

開催場所は前回と同一のビルですが、フロアが異なりますので、ご来場の際は末尾の「第7回投資主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件

以 上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ(<http://www.shsi-reit.co.jp/>)に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1 議案の要領及び提案の理由

(なお、本項において取り上げられている規約の条項号の番号については、特に断りのない限り、現行規約における条項号の番号を示すものとします。)

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行規則」といいます。）が改正されたことに伴い、資産を主として投信法施行規則第105条第1号へに定める不動産等資産に対する投資として運用することを目的とする旨を明確にすべく、所要の規定の修正を行うものであります。また、これにあわせて、投資対象を定めた現行規約第28条の記載を変更するものであります。（現行規約第2条、第27条第1項、並びに第28条第1項乃至第3項関連）
- (2) 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含みます。）の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、不要となった投資制限に関する規定を削除するものであります。（現行規約第27条第5項関係）
- (3) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。）の改正により、再生可能エネルギー発電設備が特定資産に追加されたことに伴い、当該資産を本投資法人の投資対象として追加すべく、所要の規定の修正を行うものであります。（現行規約第28条第2項第1号及び第3項③関係）
- (4) 本投資法人の資産運用の基本方針に応じ、必要又は有用と認められる資産に対する投資を可能とするため、資産運用の対象とする資産の種類に関して、変更を行うものであります。（現行規約第28条第3項関連）
- (5) 投資法人の税会不一致に関連する課税負担の問題に係る税制（関連する法令を含みます。）の改正に対応するため、本投資法人における課税負担を軽減する目的で利益を超えた金銭の分配を可能とする旨の規定を新設するとともに、関連する規定につき必要な修正等を行うものであります。（現行規約第34条第1項関係）

- (6) 本投資法人が資産の運用を委託する積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社に対する資産運用報酬につき、投資する不動産関連資産の賃貸事業等における運用実績との連動性を重視した資産運用報酬体系に移行するとともに、特定資産を取得又は譲渡した場合における資産運用報酬の支払いに関する基準をより明確にするため、資産運用報酬に関する規定を以下のとおり変更及び新設するものであります。また、当該変更及び新設について、平成28年10月1日に効力が生じる旨の附則を新設するものです。(現行規約第36条関係)
- ① 資産運用報酬①について算定の基礎を不動産鑑定評価額等から総資産額に変更し、これに対する報酬料率に上限を設けるとともに、資産運用報酬②について算定の基礎を税引前当期純利益から減価償却費等控除前の不動産賃貸事業利益等に変更し、これに対する報酬料率に上限を設けるものです。
 - ② 特定資産を取得又は譲渡した場合の資産運用報酬について、その対象を不動産関連資産に限定するとともに、交換により取得又は譲渡した場合及び出資により取得した場合の取扱いを明確化し、併せて報酬料率に上限を設けるものです。
 - ③ 本投資法人が他の投資法人との合併により合併の相手方となる投資法人から不動産関連資産を承継により取得する場合の取扱いを明確化するため、合併報酬を新設するものです。
- (7) 上記の他、表現の変更及び明確化、条文の整備、字句の修正等を行うものであります。

2 変更の内容

現行規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。
(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第2条 (目的) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に基づき、資産を主として特定資産（投信法に掲げるものをいう。以下同じ。）に対する投資として運用することを目的とする。</p>	<p>第2条 (目的) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に基づき、資産を主として特定資産（投信法に掲げるものをいう。以下同じ。）のうち不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」という。）に定めるものをいう。）に対する投資として運用することを目的とする。</p>
<p>第27条 (投資態度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、不動産等資産（第28条第1項第1号に定義する。）を主たる投資対象とする。 2. 本投資法人は、主として住居の用に供される不動産の全部若しくは一部を構成する不動産が本体又は裏付けとなっている不動産関連資産（第28条第1項第3号に定義する。）に対して投資する。但し、本投資法人は、平成26年6月11日時点で保有している主として商業施設の用に供される不動産関連資産について引き続き投資対象とすることができまするものとする。 3. ~4. (記載省略) 	<p>第27条 (投資態度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、不動産等（第28条第1項に定義する。）を主たる投資対象とする。 2. 本投資法人は、主として住居の用に供される不動産の全部若しくは一部を構成する不動産が本体又は裏付けとなっている不動産関連資産（第28条第2項⑧に定義する。）に対して投資する。但し、本投資法人は、平成26年6月11日時点で保有している主として商業施設の用に供される不動産関連資産について引き続き投資対象とができるものとする。 3. ~4. (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
5. 本投資法人が取得する資産の組入比率は以下の①及び②の方針によるものとする。	5. 本投資法人は、特定不動産(本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。)の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合が100分の75以上となるようにその資産の運用を行うものとする。 (削除)
① 特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。	
② 資産の総額のうちに占める租税特別措置法施行規則第22条の19に規定する不動産等の価額の割合を100分の70以上とする。	(削除)
第28条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲） 1. 本投資法人は、第26条に定める基本方針に従い、主として以下の(1)に掲げる特定資産に投資するが、加えて(2)及び(3)に掲げる特定資産に投資する。	第28条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲） 1. 本投資法人は、第26条に定める基本方針及び第27条に定める投資態度に従い、主として不動産等（不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいう。以下同じ。）に投資する。

現 行 規 約	変 更 案
<p>(1) 不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 次に掲げる各資産（以下併せて「不動産同等物」と総称し、不動産等資産及び不動産同等物を併せて「不動産等」と総称する。）</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	(削 除)
<p>① 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託の受益権を含む。但し、上記(1)に該当するものを除く。）</p> <p>② （記載省略）</p> <p>③ 当事者の一方が相手方の行う(1)不動産等資産又は(2)①及び②に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約にかかる出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</p>	<p>2. 本投資法人は、第26条に定める基本方針及び第27条に定める投資態度に従い、不動産等のほか、次に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>① 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付隨する金銭と併せて信託する包括信託の受益権を含む。但し、不動産等に該当するものを除く。）</p> <p>② （現行どおり）</p> <p>③ 当事者の一方が相手方の行う不動産等又は①及び②に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約にかかる出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</p>

現 行 規 約	変 更 案
④ 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権	④ 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(以下①乃至④を併せて「不動産同等物」と総称する。) (削除)
(3) <u>裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるもの(以下併せて「不動産対応証券」と総称し、不動産等及び不動産対応証券を併せて「不動産関連資産」と総称する。)</u>	
① 優先出資(資産の流動化に関する法律(以下「資産流動化法」という。)に定めるものをいう。)	⑤ 優先出資(資産の流動化に関する法律(以下「資産流動化法」という。)に定めるものをいう。)(但し、 <u>裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等又は不動産同等物に投資することを目的とするものに限る。</u>)
② 投資信託に係る信託契約に基づく受益権(投信法に定めるものをいう。)	⑥ 投資信託に係る信託契約に基づく受益権(投信法に定めるものをいう。)(但し、 <u>裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等又は不動産同等物に投資することを目的とするものに限る。</u>)
③ 投資口(投信法に定めるものをいう。)	⑦ 投資口(投信法に定めるものをいう。)(但し、 <u>裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等又は不動産同等物に投資することを目的とするものに限る。</u>)

現 行 規 約	変 更 案
<p>④ 特定目的信託に係る信託契約に基づく信託の受益権（資産流動化法に定めるもの（<u>上記(2)①、②又は④に掲げる資産に該当するものを除く。）をいう。）</u></p>	<p>⑧ 特定目的信託に係る信託契約に基づく信託の受益権（資産流動化法に定めるものの（①、②又は④に掲げる資産に該当するものを除く。）をいう。）<u>（但し、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等又は不動産同等物に投資することを目的とするものに限る。）</u>（以下⑤乃至⑧を併せて「不動産対応証券」と総称し、不動産等、不動産同等物及び不動産対応証券を併せて「不動産関連資産」と総称する。） (削除)</p>
<p>2. 本投資法人は、前項に掲げる特定資産のほか、次に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>(1) 次に掲げる特定資産</p> <p>① 預金</p> <p>② 国債証券（金融商品取引法に定めるものをいう。）</p> <p>③ 有価証券（投信法に定めるものをいう。但し、第1項及び第2項に明記されたもののうち有価証券に該当するものを除く。以下同じ。）</p> <p>④ 譲渡性預金</p> <p>⑤ 金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「投信法施行令」という。）に定めるものをいう。）</p>	<p>(削除)</p> <p>⑨ 預金</p> <p>⑩ 国債証券（金融商品取引法に定めるものをいう。）</p> <p>⑪ 有価証券（投信法に定めるものをいう。但し、第1項及び第2項に明記されたもののうち有価証券に該当するものを除く。以下同じ。）</p> <p>⑫ 譲渡性預金</p> <p>⑬ 金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「投信法施行令」という。）に定めるものをいう。）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>⑥ 信託財産を主として<u>本号</u> <u>①乃至⑤</u>に掲げる資産に 対する投資として運用す ることを目的とする金銭 の信託の受益権 (新 設)</p> <p>(2) デリバティブ取引に係る権 利 (投信法施行令に定める ものをいう。)</p> <p>3. 本投資法人は、第1項及び第 2項に定める特定資産のほ か、次に掲げる資産に投資す ることがある。但し、第26条 に定める資産運用の基本方針 のために必要若しくは有用と 認められる場合又は本投資法 人の組織運営に必要若しくは 有用と認められる場合に投資 できるものとする。</p> <p>①～② (記載省略)</p> <p>③ 民法上の動産</p> <p>④～⑦ (記載省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>⑯ 信託財産を主として<u>⑨乃至</u> <u>⑬</u>に掲げる資産に対する投 資として運用することを目的とする金銭の信託の受益 権</p> <p>⑮ <u>再生可能エネルギー発電設</u> <u>備 (投信法施行令に定める</u> <u>ものをいう。)</u></p> <p>⑯ デリバティブ取引に係る権 利 (投信法施行令に定める ものをいう。)</p> <p>3. 本投資法人は、第1項及び第 2項に定める特定資産のほ か、次に掲げる資産に投資す ることがある。但し、第26条 に定める資産運用の基本方針 のために必要若しくは有用と 認められる場合又は本投資法 人の組織運営に必要若しくは 有用と認められる場合に投資 できるものとする。</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>③ 民法上の動産 (但し、前項 <u>⑯</u>に掲げる資産を除く。)</p> <p>④～⑦ (現行どおり)</p> <p>⑧ <u>その他、金融商品取引所等</u> <u>の規則上取得可能なもので</u> <u>あり、本投資法人の保有に</u> <u>係る不動産関連資産の運用</u> <u>上必要又は有益と認められ</u> <u>るもの</u></p>
4. (記載省略)	4. (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第29条 (投資制限)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前条第2項<u>第1号</u>に掲げる有価証券及び金銭債権等は、積極的に投資を行うものではなく、安全性及び換金性又は前条第1項に掲げる特定資産との関連性を勘案した運用を図るものとする。 2. 前条第2項<u>第2号</u>に掲げるデリバティブ取引に係る権利は、本投資法人にかかる負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。 	<p>第29条 (投資制限)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前条第2項<u>⑨乃至⑯</u>に掲げる有価証券及び金銭債権等は、積極的に投資を行うものではなく、安全性及び換金性又は前条第1項<u>並びに第2項①乃至⑧及び⑯</u>に掲げる特定資産との関連性を勘案した運用を図るものとする。 2. 前条第2項<u>⑯</u>に掲げるデリバティブ取引に係る権利は、本投資法人にかかる負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。
<p>第32条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人の資産評価の方法は、投資法人の計算に関する規則、一般社団法人投資信託協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則（以下「投信協会規則等」という。）及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定める。 <p>(1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権（第28条第1項<u>第1号</u>に定めるもの） (記載省略)</p> 	<p>第32条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人の資産評価の方法は、投資法人の計算に関する規則、一般社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則（以下「投信協会規則等」という。）及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定める。 <p>(1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権（第28条第1項に定めるもの） (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（第28条第1項<u>第1号</u>及び<u>第2号</u>①に定めるもの）</p> <p>信託財産が(1)に掲げる資産の場合は(1)に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p>	<p>(2) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（第28条第1項及び第2項①に定めるもの）</p> <p>信託財産が<u>第1号</u>に掲げる資産の場合は<u>第1号</u>に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p>
<p>(3) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第28条第1項第2号②に定めるもの）</p> <p>信託財産の構成資産が(1)に掲げる資産の場合は、(1)に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p>	<p>(3) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第28条第2項②に定めるもの）</p> <p>信託財産の構成資産が<u>第1号</u>に掲げる資産の場合は、<u>第1号</u>に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
(4) 不動産に関する匿名組合出資持分（第28条 <u>第1項第2号</u> ③に定めるもの） 匿名組合出資持分の構成資産が <u>(1)乃至(3)</u> に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分の持分相当額を算定した価額とする。	(4) 不動産に関する匿名組合出資持分（第28条 <u>第2項③</u> に定めるもの） 匿名組合出資持分の構成資産が <u>第1号乃至第3号</u> に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分の持分相当額を算定した価額とする。
(5) 不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第28条 <u>第1項第2号</u> ④に定めるもの） 信託財産である匿名組合出資持分について <u>(4)</u> に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額を算定した価額とする。	(5) 不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第28条 <u>第2項④</u> に定めるもの） 信託財産である匿名組合出資持分について <u>第4号</u> に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額を算定した価額とする。
(6) 有価証券（第28条 <u>第1項第3号、第2項第1号</u> ②及び③に定めるもの） (記載省略)	(6) 有価証券（第28条 <u>第2項⑤乃至⑧、⑩及び⑪</u> に定めるもの） (現行どおり)
(7) 金銭債権（第28条 <u>第2項第1号</u> ⑤に定めるもの） (記載省略)	(7) 金銭債権（第28条 <u>第2項⑬</u> に定めるもの） (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
<p>(8) 金銭の信託の受益権（第28条第2項<u>第1号</u>⑥に定めるもの） 信託財産の構成資産が<u>(6)</u>又は<u>(7)</u>の場合は、それぞれに定める方法に従って評価し、それらの合計額をもって評価する。</p> <p>(9) デリバティブ取引に係る権利（第28条第2項<u>第2号</u>に定めるもの） (記載省略)</p> <p>(10) その他 上記に定めがない場合には、<u>一般社団法人投資信託協会</u>の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。</p>	<p>(8) 金銭の信託の受益権（第28条第2項<u>⑭</u>に定めるもの） 信託財産の構成資産が<u>第6号</u>又は<u>第7号</u>の場合は、それぞれに定める方法に従って評価し、それらの合計額をもって評価する。</p> <p>(9) デリバティブ取引に係る権利（第28条第2項<u>⑯</u>に定めるもの） (現行どおり)</p> <p>(10) その他 上記に定めがない場合には、<u>投信協会</u>の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。</p>
<p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> <p>(1) (記載省略)</p>	<p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
(2) 不動産、地上権又は不動産の賃借権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が(1)に掲げる資産の場合は前号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額 3. 資産評価の基準日は、次条に定める各決算期とする。但し、第28条第1項第3号及び第2項に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とする。	(2) 不動産、地上権又は不動産の賃借権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が第1号に掲げる資産の場合は前号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額 3. 資産評価の基準日は、次条に定める各決算期とする。但し、第28条第2項⑤乃至⑯に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とする。
第34条 (金銭の分配の方針) 1. 分配方針 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 (1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、 <u>出資剩余金</u> 及び評価・換算差額等の合計額を控除して算出した金額をいう。以下同じ。）の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って計算されるものとする。	第34条 (金銭の分配の方針) 1. 分配方針 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 (1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除して算出した金額をいう。以下同じ。）の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って計算されるものとする。

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 利益の金額を限度として分配を行う場合、分配金額は租税特別措置法に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金等を積み立てることができる。</p>	<p>(2) 利益の金額を限度として分配を行う場合、分配金額は租税特別措置法に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。</p>
(3) (記載省略)	(3) (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
<p>(4) <u>利益の金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額に満たない場合その他経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により役員会において適切と判断した場合、投信法の規定に従い、投資主に対し、役員会の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができる。本投資法人は、利益を超えて金銭の分配を行う場合には、当該営業期間に係る利益の金額に、当該営業期間に計上する減価償却額に相当する金額を加算した額を上限とする。但し、当該金額が当該営業期間の租税特別措置法施行令に規定する「配当可能額」の100分の90に相当する金額を超えない場合には、配当可能額の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして役員会が決定した金額をもって金銭の分配をすることができるものとする。</u></p> <p>(5)～(6) (記載省略)</p> <p>2. 分配金の時効等 (記載省略)</p> <p>第36条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準) 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法及び支払いの時期は、次とおりとする。</p>	<p>(4) 経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により役員会において適切と判断した場合、又は本投資法人における法人税等の課税負担を軽減することができる場合、投信法の規定に従い、投信協会の規則に定められる金額を限度として、投資主に対し、役員会の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができる。</p> <p>(5)～(6) (現行どおり)</p> <p>2. 分配金の時効等 (現行どおり)</p> <p>第36条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準) 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法及び支払いの時期は、次とおりとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(1) 資産運用報酬①</p> <p>本投資法人の各営業期間の直前の営業期間にかかる決算期において本投資法人が保有する不動産等及び不動産対応証券の評価額の合計金額に年率0.4%を乗じた金額（1年を365日とする各営業期間の実日数による日割計算。1円未満は切捨てとする。）を、資産運用報酬①とする。なお、ここで不動産等の評価額とは、各不動産等（不動産以外の場合は、当該不動産等の対象となっている不動産）の直近の当該不動産等にかかる鑑定評価額（直近において鑑定評価額を取得せず、価格調査等による算定価格を取得している場合には、当該算定価格）を意味するものとする。</p> <p>但し、不動産等が第28条第1項第2号②乃至④に掲げる資産の場合は、第32条において定める資産評価の方法により算定された価格を意味するものとする。また、不動産対応証券の評価額とは、第32条において定める資産評価の方法により算定された価格を意味するものとする。</p> <p>資産運用報酬①は、各決算期から1ヶ月以内に支払うものとする。</p>	<p>(1) 資産運用報酬①</p> <p>本投資法人の各営業期間の直前決算期における貸借対照表（投信法第131条第2項に基づき、役員会の承認を受けたものに限る。）に記載された総資産額を2,000億円までの部分と2,000億円超の部分に区分し、それぞれの区分について年率0.22%を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じた金額（1年を365日とする各営業期間の実日数による日割計算。1円未満は切捨てとする。）を合計した金額を、資産運用報酬①とする。</p> <p>資産運用報酬①は、各決算期から1ヶ月以内に支払うものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 資産運用報酬②</p> <p>本投資法人の各営業期間毎に算定される<u>資産運用報酬②控除前の分配可能金額の3.0%</u>に相当する金額を、資産運用報酬②とする。<u>なお、「分配可能金額」とは、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される税引前当期純利益に繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額を意味するものとする。</u></p> <p>資産運用報酬②は、当該営業期間にかかる<u>決算の確定後1ヶ月以内に支払うものとする。</u></p>	<p>(2) 資産運用報酬②</p> <p>本投資法人の各営業期間毎に算定される<u>不動産賃貸事業収益（不動産に関する匿名組合出資持分又は不動産対応証券に係る配当その他これに類する収益の額を含む。）の合計から不動産賃貸事業費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。）の合計を控除した金額に、5.0%を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じた金額を、資産運用報酬②とする。</u></p> <p>資産運用報酬②は、当該営業期間にかかる<u>計算書類について承認した日から1ヶ月以内に支払うものとする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) 取得・売却報酬</p> <p>本投資法人が<u>特定資産</u>を取得又は売却した場合において、その<u>売買代金額</u>（但し、消費税及び地方消費税並びに取得又は売却に伴う費用を除く。）に0.8%を乗じた金額（但し、本投資法人が①投信法にて定義される利害関係人等、②資産運用会社の株主、③上記①若しくは②が投資一任契約を締結している特別目的会社等又は④上記①及び②の出資の合計が過半となる特別目的会社等、<u>取引相手として、特定資産を取得又は売却した場合は、その売買代金額に0.4%を乗じた金額</u>）を、<u>取得・売却報酬</u>とする。</p> <p>取得・売却報酬は、本投資法人が当該<u>特定資産</u>を取得又は売却した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の月末から1ヶ月以内に支払うものとする。</p>	<p>(3) 取得報酬</p> <p>本投資法人が<u>不動産関連資産</u>を取得した場合において、その<u>取得代金</u>（<u>売買による場合は売買代金、交換による場合は当該不動産関連資産の評価額、出資による場合は出資金</u>を意味する。但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除く。<u>以下同じ。</u>）に0.8%を<u>上限として資産運用会社との間で別途合意する料率</u>を乗じた金額（但し、本投資法人が①投信法にて定義される利害関係人等、②資産運用会社の株主、③上記①若しくは②が投資一任契約を締結している特別目的会社等又は④上記①及び②の出資の合計が過半となる特別目的会社等（以下「利害関係者」という。）<u>取引相手として不動産関連資産を取得した場合は、その取得代金に0.4%を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じた金額</u>）を、<u>取得報酬</u>とする。</p> <p>取得報酬は、本投資法人が当該<u>不動産関連資産</u>を取得した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の月末から1ヶ月以内に支払うものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
(新 設)	<p><u>(4) 謹度報酬</u></p> <p><u>本投資法人が不動産関連資産を謹渡した場合において、その謹渡代金（売買による場合は売買代金、交換による場合は当該不動産関連資産の評価額を意味する。但し、消費税及び地方消費税並びに謹渡に伴う費用を除く。以下同じ。）に0.8%を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じた金額（但し、本投資法人が利害関係者を取り相手として不動産関連資産を謹渡した場合は、その謹渡代金に0.4%を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じた金額）を、謹度報酬とする。</u></p> <p><u>謹度報酬は、本投資法人が当該不動産関連資産を謹渡した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の月末から1ヶ月以内に支払うものとする。</u></p>
(新 設)	<p><u>(5) 合併報酬</u></p> <p><u>本投資法人が合併により当該相手方の保有する不動産関連資産を承継した場合において、合併により承継する不動産関連資産の合併時における評価額に0.8%を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じた金額を、合併報酬とする。</u></p> <p><u>合併報酬は、当該合併の効力発生日の属する月の月末から3ヶ月以内に支払うものとする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
(新 設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>第36条の規定の変更については、平成28年10月1日付で効力を生じるものとする。</u>本附則は、当該変更の効力発生時後にこれを削除するものとする。</p>

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員南修の任期は、平成28年6月11日をもって満了となりますので、改めて執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、執行役員の任期は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第99条第2項及び現行規約第17条第2項第一文但書の定めを適用し、就任する平成28年6月12日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略	歴
南 修 (昭和35年12月13日)	昭和58年4月 平成3年8月 平成11年4月 平成18年4月 平成22年2月 平成22年5月 平成24年5月 平成24年6月 平成26年3月 平成26年3月 平成26年4月 平成26年6月	積水ハウス株式会社入社 都市開発事業部 同社 東京都市開発事業部 同社 開発事業部 同社 開発企画部長 同社 東日本開発企画部長 同社 東日本開発事業部長 同社 開発事業部 部長 日本郵政株式会社出向 不動産企画部 部付部長 積水ハウス・S I アセットマネジメント 株式会社出向 顧問 同社 代表取締役社長就任（現任） 同社転籍 積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人 執行役員就任（現任）

・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。

・本投資法人との間の特別の利害関係

上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関運営事務委託契約を締結している積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長であります。その他、本投資法人との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第17条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略	歴
佐藤信義 (昭和47年2月29日)	平成6年4月 平成10年3月 平成14年3月 平成17年3月 平成19年4月 平成21年4月 平成21年4月 平成22年3月 平成26年3月	オリックス株式会社入社 不動産鑑定部 同社 大阪営業第二部 同社 プロジェクトファイナンス部 同社 ストラクチャードファイナンス部 ラサールインベストメントマネージメント株式会社（現 ラサール不動産投資顧問株式会社）入社 投資営業部 アソシエイトディレクター 株式会社ジョイント・コーポレーション入社 株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ (現 積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社) 出向 I R ・財務部 担当部長 同社 I R ・財務部長 同社転籍 I R ・財務部長 同社 取締役副社長就任（現任）

・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。

・本投資法人との間の特別の利害関係

上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関運営事務委託契約を締結している積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社の取締役副社長であります。その他、本投資法人との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案：監督役員2名選任の件

監督役員高松薫及び小谷野幹雄の2名の任期は、平成28年6月11日をもって満了となりますので、改めて監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案において、監督役員の任期は、現行規約第17条第2項第一文但書の定めを適用し、就任する平成28年6月12日より選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	
1	高松 薫 (昭和28年8月16日)	昭和53年4月 昭和63年9月 平成4年11月 平成14年8月 平成17年4月 平成25年6月 平成25年11月 平成27年5月	弁護士登録／第二東京弁護士会 日欧産業協力センター 講師 (現任) 岡本・鈴木・高松法律事務所 (現 隼あすか法律事務所) 設立 パートナー弁護士 (現任) 産業能率大学 講師 (現任) ジョイント・リート投資法人 (現 積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人) 監督役員就任 (現任) 株式会社R e s o r t & M e d i c a l I n v e s t m e n t (現 株式会社リゾート&メディカル) 監査役就任 (現任) 株式会社レスポートサック ジャパン 取締役就任 (現任) 株式会社アンティテージ 取締役就任 (現任)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	
2	小谷野 幹雄 (昭和36年6月20日)	昭和60年4月 平成6年9月 平成11年4月 平成12年6月 平成12年7月 平成15年4月 平成15年6月 平成17年4月 平成17年6月 平成18年6月 平成20年6月 平成23年9月 平成24年2月 平成25年5月 平成25年11月 平成26年1月 平成27年5月	大和証券株式会社入社 小谷野公認会計士事務所開業 所長就任（現任） 有限会社小谷野事務所 （現 株式会社財経総合研究所） 設立 代表取締役就任（現任） ゼビオ株式会社（現 ゼビオホールディングス株式会社） 非常勤監査役就任（現任） 有限会社スリーピー 取締役社長 （現 株式会社パートナーズ 代表取締役）就任（現任） 公益財団法人船井情報科学振興財団 監事就任（現任） 日本システムウエア株式会社 非常勤監査役就任 ジョイント・リート投資法人 （現 積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人） 監督役員就任（現任） 株式会社小谷野事務所（現 株式会社N B Y・パートナーズ） 代表取締役就任（現任） 株式会社ヴィクトリア 非常勤監査役就任（現任） 日本システムウエア株式会社 非常勤取締役就任（現任） 一般財団法人U N I T E D S P O R T S F O U N D A T I O N 監事就任（現任） 東工株式会社 取締役就任（現任） 公益財団法人高齢者眼疾患研究財団 監事就任（現任） 株式会社レスポートサック ジャパン 取締役就任（現任） 株式会社小谷野事務所設立 代表取締役就任（現任） 株式会社アンティテージ 取締役就任（現任）

- 上記監督役員候補者は、両名とも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- 本投資法人との間の特別の利害関係

上記監督役員候補者いずれも該当ありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の現行規約第14条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

第7回投資主総会会場ご案内図

東京都千代田区大手町二丁目6番1号

朝日生命大手町ビル27階

「大手町サンスカイルーム 会議室A」

電話 03-3270-3266

※開催場所は前回と同一のビルですが、フロアが異なりますので、お間違
えのないようお願い申し上げます。



- 地下鉄 丸ノ内線・半蔵門線・千代田線・東西線・都営三田線
大手町駅下車 B6出口直結
- J R 東京駅日本橋口より徒歩1分

(お知らせ)

誠に申し訳ございませんが、会場に駐車場設備がございませんので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。